

ダイレクトメール等利用約款

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本約款は、申込人が、株式会社郵便局物販サービス（以下「当社」といいます。）と締結した「商品仕入基本契約」、「ふるさと小包チラシ商品仕入約款」等（以下「原契約」といいます。）に基づき、販売促進の一環として、申込人の商品の購入実績のある顧客（以下「既存顧客」といいます。）に対してダイレクトメール等を送付する業務（以下「本業務」といいます。）を当社に委託し、当社がこれを受託する契約（以下「本契約」といいます。）についての基本事項を定めるものとします。

2. 本業務の範囲は次のとおりとします。

①封筒にて差し出す場合

- ア 封筒の用意（当社にて用意します。）
- イ 宛名ラベルの作成・封筒への貼付
- ウ 添え状（A4サイズとする）及び封筒へ差出人情報を印字（添え状を申込人により印字し持ち込むことも可とします。）
- エ 封筒に添え状と申込人から別途送付されるチラシ等を1枚ずつ封入し、封緘
- オ 郵便局への差出
- カ 宛所不明で返還されたダイレクトメール等の保管と管理
- キ 上記に付帯する業務

②はがきにて差し出す場合

- ア はがきの用意（申込人により、宛名、裏面ともに印字していないはがきを持ち込むことも可とします。）
- イ はがきへの宛名印字等
- ウ はがきの裏面の印字（はがきを申込人により印字し持ち込むことも可とします。）
- エ 郵便局への差出
- オ 宛所不明で返還されたダイレクトメール等の保管と管理
- カ 上記に付帯する業務

3. 申込人が希望するダイレクトメール等の送付数量が既存顧客の人数に満たない場合は、当社にて申込人の希望する数量まで送付先を削減することとし、削減するダイレクトメールの宛先は、当社が無作為に選ぶこととします。

4. 本約款に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

5. 当社は、前3項の規定に問わらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

(本契約)

第2条 本契約は、申込人が、別紙1ダイレクトメール等申込書及び当社が別に定める資料等を提出することで申込み、当社が別途送付する請求書の内容に基づき、申込人が委託料金を当社の指定口座に入金することによって成立するものとします。なお、契約成立後のキャンセルについては、原則受け付けません。

2. 本契約が成立した以後における本契約の履行は、本約款又は別紙2ダイレクトメール等申込確認書に別段の定めをしない限り、全てその契約が成立した時における規定によるものとします。

3. 万一、前項の規定を変更する際は、別途当社と申込人で協議の上、書面により変更内容を定めるものとします。
4. 当社は、対象となる本業務の名称、委託内容、数量、価格、納期、納入条件及び決済条件等必要な条件は、本契約に定めるものを除いて、別紙2ダイレクトメール等申込確認書に記載します。
5. 本契約に従い送付されたダイレクトメール等に起因してなされた注文については、すべて原契約の定める「個別取引」に該当するものとして取扱われるものとします。

(送付条件)

第3条 申込人は、原契約で定める、「個人情報の保護」の規定により、本契約に基づく業務委託によつてのみ、原契約に基づく顧客にダイレクトメール等を送付することができるものとし、それ以外の方法では顧客に対してダイレクトメール等を送付することはできないものとします。

第2章 業務等

(費用負担)

第4条 当社及び申込人は、第5条に定める委託料金の他、本契約の履行に際し、各自に生じる一切の費用は、すべて各自の負担とします。

(委託料金)

- 第5条 本業務に関する委託料金は、別添1内ダイレクトメール等委託業務料金表に定めるところによります。
2. 前項の規定に関わらず、当社は、当社と申込人の協議の上別途委託料金を定めることができるものとします。この場合において、当社は申込人と協議の上定めた内容を別紙2ダイレクトメール等申込確認書に記載し、別添1内ダイレクトメール等委託業務料金表に優先して適用します。
 3. 当社は、別紙2ダイレクトメール等申込確認書及び別紙3送付票発行と併せて委託費用の請求書を申込人へ提出します。申込人は、別紙2ダイレクトメール等申込確認書及び別紙3送付票の内容を確認し、変更がある場合は、別紙2ダイレクトメール等申込確認書及び別紙3送付票受領日の翌営業日までに当社へ連絡することとします。この場合、当社は、別紙2ダイレクトメール等申込確認書及び別紙3送付票を再発行の上、請求書と併せて申込人へ再提出します。なお、ダイレクトメール等の数量の変更（削減）を希望する場合は、当社にて申込人の希望する数量まで宛先を削減することとし、削減するダイレクトメールの宛先は、当社が無作為に選ぶこととします。
 4. 申込人は、別紙2ダイレクトメール等申込確認書及び請求書の内容を了承する場合には、請求書を受領した日から起算して、5営業日以内に当該代金を当社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、銀行振込手数料は、申込人の負担とします。ただし、送料について申込人が自らはがき又は切手を用意する場合には、送料分のはがき又は切手（5万円まで、それを超える場合は現金などとします。）を当社の指定する宛先まで納入するものとし、当社が請求する委託費用は、別紙2ダイレクトメール等申込確認書記載の委託料金のみとします。
 5. 前項の期限内に申込人から委託料金の振込が、当社への連絡なくなされなかつた場合には、当社が別途の取扱いをすることに了承した場合を除き、本業務に関する委託申込は取り消されたものとします。その際、これまでに発生した費用につきましては、別途ご請求させていただきます。
 6. 申込者が代金の支払いを怠った場合には、当社に対し、支払い期日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(サンプルの提出と掲載情報の保証)

第6条 ダイレクトメール等の送付物（チラシのほか、添え状、はがき裏面の記載内容を含みます。以

下「送付物」といいます。)は、お申込み時に当社に送付物のサンプルを提出し、発送の可否の審査を受けてください。審査の結果、当社が内容に問題があると判断した場合は、その指示に従い、係る問題を速やかに修正し、再度の審査を受けてください。審査の結果、当社が発送可能と判断した場合のみ、当該送付物を発送します。

2. 申込人は、自らが用意した送付物に記載された情報が事実と相違していないことを保証するものとします。記載情報等に故意又は過失に基づく表示の相違がある場合、申込人は、自らの責任と費用負担において処理することとします。
3. 申込人は、送付物に記載された情報の内容が、第三者の商標権、著作権その他のいかなる権利(以下「商標権等」といいます。)も侵害するものではなく、合法的なものであることを保証するものとします。
4. 申込人は、送付物に記載された情報に第三者が権利を有する商標権等が含まれていた場合は、当社が特に指示した場合を除き、当該商標権等について自らの責任と費用負担において解決するものとします。なお、この場合、申込人はその使用許諾条件等につき、当社の承諾を得るものとします。
5. 送付物に記載された情報について第三者との間で商標権等にかかる権利侵害の紛争等が本契約の期間中であると終了後であるとを問わず生じた場合、当該紛争等の原因が専ら当社の責に帰す場合を除き、申込人は自らの責任と費用負担において一切の処理を行うものとします。ただし、第三者に対する主張の内容については、事前に当社の指示、承諾を得るものとします。
6. 前項の権利侵害を理由として、当社が相当と認める額の損害賠償を支払い、若しくは示談をしたとき、又は、当社が判決、命令、和解その他の取り決め等により支払義務を負担したときは、当社はこれによって生じた損害、損失、費用等(弁護士費用を含みます。)につき、申込人に請求できるものとし、申込人は直ちにこれらの額を当社に支払うものとします。

(チラシ等送付物の納入)

- 第7条 委託料金の入金後、チラシ等申込人が準備する送付物(次条にて定めるはがき、及び切手は含みません。)がある場合、申込人は送付物を当社の指定する宛先に自己の負担にて納入することとします。その際、別紙3送付票を同梱することとします。
2. 当社は納入された送付物が事前に提出されたサンプル、別紙3送付票の記載内容と相違ないかを確認し、疑義がある場合には、申込人に確認することとします。
 3. 前項の確認の結果、当社より数量不足、記載内容相違等について連絡した場合には、申込人は速やかに不足する数量の追加及び記載内容の修正を行った送付物の納入を自己の負担にて行わなければなりません。

(はがき及び切手の納入)

- 第8条 第5条4項により、申込人が自ら用意するはがき又は切手(5万円まで、それを超える場合は現金などとします。)にてダイレクトメール等の発送を希望する場合には、別紙3送付票とともに当社の指定する数量を当社の指定する宛先に自己の負担にて納入するものとします。当社は当社の指定する納入場所に到着した際、速やかに数量を確認することとし、当社の指定する数量と相違があった場合には速やかに申込人に申し伝えることとします。その際、余剰が生じた場合には着払いにて申込人宛に返送するものとし、数量不足があった場合には不足する数量の納入を自己の負担にて行わなければなりません。

(再委託)

- 第9条 当社は、本契約に関する業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者にこの契約に定める当社の義務と同等に義務を課すとともに、当該第三者の行為について、本約款に基づき、申込人に対する責を負うものとします。また、事前に第三者を当社に明示し、承諾を得るものとします。

(納入と委託業務の完了)

第 10 条 作成したダイレクトメール等を既存顧客に送付するために郵便局に差し出すことをもって納品とし、別紙4履行報告書を当社から申込人へ提供することで本業務が完了することとします。なお、差し出したダイレクトメール等が何らかの事由により返還されたとしても、当社からその数量を申込人に連絡することはありません。

第 3 章 責任等

(瑕疵担保責任)

第 11 条 当社は、当該本業務の遂行にあたり、当社の責により瑕疵が判明した場合は、当社の費用で速やかに代替品の納入又は瑕疵の補修を行います。ただし、申込人が準備した送付物に起因する場合（申込人が提出した添え状、はがき裏面の記載内容に起因する場合を含みます。）についてはこの限りではありません。

(免責事項)

第 12 条 当社及び申込人は、天災地変、法令の改正その他の当社及び申込人の責に帰すことのできない事由により、本契約上の自己の債務が履行遅滞又は履行不能となった場合、これにより他の当事者に生じた損害について、その責を負わないものとします。
2. 当社及び申込人は、前項に定める事由により、本契約上の自己の債務が履行遅滞又は履行不能になるおそれがある場合、直ちに他の当事者に通知し、各々協力してその処理解決に当たるものとします。

(秘密保持)

第 13 条 当社及び申込人は、本契約の締結及び履行過程において知り得た相手方の保有する技術上、営業上その他相手方の事業に関する一切の情報（個人情報を含むものとします。）について、秘密として善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならず、相手方の事前の書面による承諾がある場合及び当社が日本郵便株式会社に開示する場合を除き、いかなる第三者に対しても開示・漏えい等してはなりません。
2. 当社及び申込人は、自己の役員、実質的に経営権を有する者又はその代理人、使用人（契約社員、派遣社員、アルバイトを含むがこれに限りません。）（以下「役員等」といいます。）、履行補助者、再委託先（以下「再委託先等」といいます。再委託先等には、再委託先等の役員若しくは実質的に経営権を有する者又はその代理人、使用人も含みます。再委託先等には、委託が数次にわたるときはその全てを含みます。）に対し、前項の秘密保持義務を遵守させるものとし、これらの者による秘密漏えい等の秘密保持義務違反について、一切の責任を負うものとします。
3. 当社及び申込人は、当該秘密情報の紛失、漏えい、破壊、改ざん等の事故が発生したと認識し、又は発生した恐れがあると判断したときは、直ちに相手方に報告するものとします。このとき、甲及び乙は、すみやかに事故の拡大又は再発防止の措置を講じなければなりません。

(権利義務の譲渡禁止)

第 14 条 当社及び申込人は、本契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させ、又は担保の用に供してはなりません。ただし、当社又は申込人が書面で申し出た場合において、相手方が書面で承諾したときはこの限りではありません。

(成立契約の解除等)

第 15 条 当社及び申込人は、相手方が以下の各号の一に該当した場合、何らの通知・催促を要せず、

本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。この場合、有責当事者は、その相手方に対する残債務につき期限の利益を喪失します。

(1) 本契約に違反し、相手方から一定期間内での是正要求を受けても是正しない場合。

(2) 原契約の「契約の解除」条項に抵触した場合。

(3) 原契約の「反社会的勢力の排除」条項に抵触した場合。

2 原契約の契約期間が何らかの事由により変更及び終了した場合には、申込人はすみやかに当社へ連絡することとし、本契約は終了することとします。委託料金の取り扱いについては、契約期間の変更及び終了が、申込人の責による場合については本契約の終了にかかわらず、申込人はなお支払義務を負うものとし、それ以外の事由については双方協議のうえ決定することとします。なお、第1条2項第2号の(ア)において、申込人がはがきを用意した場合でも、すでに当社にて印字がなされたものについては返還できないものとします。

(損害賠償の請求)

第 16 条 当社又は申込人は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被ったときは前条の規定による契約の解除の有無にかかわらず相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り損害賠償の請求をすることができるものとします。

2 当社及び申込人は、相手方に対して、業務上の逸失利益その他の間接損害、特別な事情によって生じた損害、又は相手方の責に帰すべき事由に起因する損害 については、いかなる責任も負わないものとします。

(契約期間)

第 17 条 本契約の有効期間は、別紙2ダイレクトメール等申込確認書に定めます。

(紛争等の解決)

第 18 条 本契約に定めのない事項又は本契約に定める条項の解釈に疑義が生じた場合、又は本契約履行に関する紛争が生じた場合には、当社及び申込人は、その都度協議して円満に解決するものとします。

2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本約款は、2017年6月1日より適用します。

附則 2018年3月1日 別紙1、別紙3 改定、同年4月1日より適用します。

附則 2020年1月1日 別紙1、別紙3、別紙4、別紙5 改定し、同年同日より適用します。

附則 2023年10月1日 別紙2、別紙3、別紙4、別紙5 改定し、同年同日より適用します。

附則 2025年8月4日 別紙1、別紙2、別紙4、別紙5 改定、別添1を追加、同年同日より適用します。

附則 2025年8月4日 第5条（委託料金）、第13条（秘密保持）における一部表記を2025年8月4日より改定します。

附則 2026年2月1日 第5条（委託料金）4項、第8条（はがき及び切手の納入）、第13条（秘密保持）2項、別紙3（切手納入用）、別添1の一部表記を改定、同年同日より適用します。

		別紙 1							
		申込日:							
株式会社郵便局物販サービス 行		(申込人)							
<u>ダイレクトメール等申込書</u>									
部分を入力、発送条件をプルダウンにて選択してください。									
お申込人様 情報	企業名								
	郵便番号 (ハイフンなし)		住所						
	【必須】	フリガナ 担当者名	電話番号						
			メール アドレス						
送付する DM情報	チラシ・カタログ名			カタログコード					
	販売期間	年	月	日	～	年	月	日	
	使用目的								
	発送希望日								
対象データ 情報	抽出対象 チラシ・カタログ名			カタログコード					
	販売期間	年	月	日	～	年	月	日	
振込情報	振込名義								
発送条件	希望送付形態	で送付を希望							
	封書の場合			はがきの場合					
	送料の支払				送料の支払				
	添え状の印字				はがき裏面の印字				
追加同梱	部								
備考									
※申込人とは、商品提供者様のことです。									

株式会社□□□□□ 御中

別紙2

202*年*月*日
受付番号 第202*-CDM-*号

株式会社郵便局販売サービス

ダイレクトメール等申込確認書

1. 対象DM名称 : [REDACTED]

2. 受託業務内容 :

- ① 封筒にて差し出す場合
 - ア 封筒の用意(当社にて用意)
 - イ 宛名ラベルの作成・封筒への貼付
 - ウ 添え状(A4サイズとする)及び封筒へ差出人情報を印字(添え状を申込人により印字し持ち込むことも可とする)
 - エ 封筒に添え状と申込人から別途送付されるプラン等を1枚ずつ封入し、封緘
 - オ 郵便局への差出
 - カ 宛所不明で返還されたダイレクトメール等の保管と管理
 - キ 上記に付帯する業務
- ② はがきにて差し出す場合
 - ア はがきの用意(申込人により、はがきを持ち込むことも可とする)
 - イ はがきへの宛名印字等
 - ウ はがきの裏面の印字(はがきを申込人により印字し持ち込むことも可とする)
 - エ 郵便局への差出
 - オ 宛所不明で返還されたダイレクトメール等の保管と管理
 - カ 上記に付帯する業務

3. 契約期間 : 自 202*年 ○○ 月 ○○ 日
至 202*年 ○○ 月 ○○ 日

4. 数量 : [REDACTED] 通

5. 委託費用 : ご請求金額 円(税込)
[内訳]
委託料金 円(税込) (単価:@ [REDACTED]) (消費税率10%)
送料 円(税込) (単価:@ [REDACTED])

※振込口座は別途発行する請求書に記載しております。

※委託費用は、請求書を受領した日から起算して5営業日以内にお支払いください。
なお、銀行振込手数料は、申込人の負担とします。

6. 資材等発送場所

次の資材等を申込人にて用意する場合は、以下の指定する納入場所へ送付してください。

- ① 封筒にて差し出す場合
 - ・チラシ
 - ・添え状(申込人にて印字する場合)
 - ・切手(申込人にて用意する場合)
- ② はがきにて差し出す場合
 - ・はがき(申込人にて用意する場合)

納入場所:

7. 発送時期 : 当社がご請求金額の入金を確認し、申込人が同封の資材を指定場所へ納入後、当社が第7条2項の確認を完了後(申込人が準備する送付物がない場合は、入金が確認できた日から起算)、5~10営業日程度でお客さま宛に発送。その際、発送と同時にダイレクトメール等申込書に記載された申込人のご担当者様宛にサンプルを1通送付します。なお、サンプル費用は弊社にて負担いたします。

8. 注意事項 : 本書送付後、内容の修正を希望する場合は、本書受領日翌営業日までにすみやかに当社

別紙 3

部材を発送する際に同封してください

別紙3

送付票

商番は共者名	株式会社□□□□	様	
	(名前)	(枚数)	枚
送付物又は送付枚数 ※必要に応じて欄を削除して下さい。	(名前)	(枚数)	枚
	(名前)	(枚数)	枚

※ 送付枚数は 上記のとおりとします。

第3页

送付票

取扱提供者名	株式会社□□□□	様
送付物及て送付枚数	(名称) (枚数)	枚
	(名称) (枚数)	枚
	(名称) 送料 (切手納入) (50g未満 7110円) (枚数)	額分

※ 送付枚数は、上記のとおりとします。

切手の種類	枚数	合計
合計		円分

【ご注意】送付を郵便切手でお支払いいただけたのは、送付の合計金額が5万円以内の場合に限ります。

【卷四】

◆ 次回輸入の標準記述方法

● 初手納入の際の配載方

別納郵便で発送いたします。

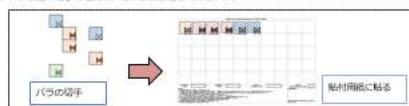
(第1例) 22歳男の頭痛

切手の種類	枚数	合計
350円	62枚	21700円
300円	1枚	300円
合計		22,000円

●切手袖口方法

相手を防ぐ方法がない時はそれを常に心に置いておき

(シールドでシート半位の初手の場合は、そのまま通りください。)



■読みの際には使うバックの難易をお伝えください

切手納入用

別紙 4

別紙4

202*年**月**日

○○ 御中

株式会社 郵便局物販サービス

履行報告書

記

202*年 月 日付け「ダイレクトメール等申込確認書」(202*-CDM- 号)によりお申込みを受け付けました
ダイレクトメール等発送業務につきまして、下記の通り履行したことを報告します。

対象DM名称	ふるさと小包チラシ
履行日（差出日）	202*年*月**日
差出局	* * 郵便局
差出通数	2,025通

別紙4

202*年**月**日

○○ 御中

株式会社 郵便局物販サービス

履行報告書

記

202*年 月 日付け「ダイレクトメール等申込確認書」(202*-CDM- 号)によりお申込みを受け付けました
ダイレクトメール等発送業務につきまして、下記の通り履行したことを報告します。

対象DM名称	ふるさと小包チラシ
履行日（差出日）	202*年*月**日
差出局	* * 郵便局
差出通数	2,025 通 (見本 (印刷物) 1 通 (送料TS負担分) 含む)

はがき納入用
(裏面印字済み)